5月12日月から6月13日金まで申し込み受け付けを実施します

昨年、市が整備公営住宅の全団地へ表1)いる団地(表1)いる団地(表1) 二次募集の を実施します。 次募集の申し込み受け 空き住戸となって活申し込みを実施しその全団地を対象に、 の申し込み受け付当該団地を対象に (表 1) があるこ

申し込みできる方

次の(1)または(2)に該当す

その後に、なお、空き住戸する方を優先的に選考し、選考については、(1)に該当申し込みを受け付けますが なります がある場合に入居が可能と 申し込みを受け付けますが(1)に該当する方と同時期に る方を対象とします なお、 (2)に該当する方 (1)に該当 空き住戸 は

①震災により 住宅を滅失

次の①~③までの条件を ②いわき市から東日本大震 災によるり災証明の交付 を受け、次のいずれかの を受け、次のいずれかの

滅失した方 り災証明が全壊、 現に住宅が 全焼、

住できないなどの理由に半壊で通常の修繕では居・り災証明が大規模半壊、 より、 儀なくされた方 解体することを余 いなどの理由に吊の修繕では居

付を受けている方で、震半壊以上のり災証明の交 災後に住宅の として自己都合によらず 損傷を契機

に退去せざるを得なく ②現に住宅に困窮している ③暴力団員でない方 3暴力団員でない方 込みの結果、入居が内定 込みの結果、入居が内定 できますが、取り扱いた た、その際には内定して取り扱いになります。ま規申し込みの方と同様のついては、二次募集の新できますが、取り扱いにできますが、取り扱いに る住宅を事前に辞退 その際には内定して になります。まみの方と同様の、二次募集の新が、取り扱いに場合も申し込み し

> ②現に住宅に困窮して 業などの実施により、住 ①震災復興土地区画整理事 宅を解体 含む) てい なった方 (賃借を除く) 、る方は、 (借家人 申 0

を除 (土・日曜日、日窓口、小名浜・勿ち)窓口、小名浜・勿ち 平 白 . . の になります。

再建支援制度加算支援金※(1)(2)ともに、被災者生活③暴力団員でない方ことが明らかな方 し込みで を受給し 17

申込方法

木常磐 記窓 口

し移転が必要と 方を る

きません

·受付窓口

· 受付期間 13 日 (金) 5月12日月

K)により、第一系取り(二LDK、 別(一般、ペット) 象に、団地別、部屋 が可能の第三希望まで申り

※郵送での申し込みは不可 申し込み対象世帯など

まで申し込み 第一希望か 第一希望か のる団地を対

☆22・7497 住宅課入退居係

・申し込み対象世帯の単位 は、震災時の世帯を基本 とし、一世帯につき一戸 とし、一世帯につき一戸 数が六人以上の場合は、 世帯分離して申し込むこ とも可能 世帯人 数による間 世帯人の単位 むこ

取 りの

限は設けな

市災害公営住宅沼ノ内団地と錦団地で入 居開始

3月に入居を開始した関船団地に続いて、 4月から沼ノ内団地と錦団地の2団地でも入 居開始となりました。

3月28日には、4月からの入居開始に先立 ち、同2団地で竣工式と入居される代表の方

引き渡し式を開 催しました。

このほかの団

地についても、 一日も早い入居 に向けて取り組 みを進めていき ます。



清水市長から鍵を受け取る沼ノ 内団地の入居者

原子力損害賠償の請求はお済みですか

原子力対策課 ☎22-1204

第一希望について、市災基づく採点を行います。

基づく採点を行い、その点数の高い順に入居者を決定し、以下第二希望以降も同様に選考を行います。

パーセント

ト、四・五年目17日 律、各住宅の27日

は十管

免の対象とはなりませる。を解体し移転する方は本減整理事業などにより、住宅整理事業などにより、住宅

全階層一律、

1世帯

当りの

駐車可

能予定

台数

1.8台

1.0台

入居開始

予定時期

(平成26年

平成26年10月

平成26年10月

平成27年2月 1.7台

平成26年10月 1.9台

平成26年10月 1.9台

平成26年10月 1.8台

平成28年1月 1.5台

平成26年10月 1.0台

平成27年11月 1.8台

平成26年10月 1.9台

平成27年1月 1.9台

平成27年10月

平成28年3月

4月現在)

選考の

方法

内容を考慮し、市が部屋を数が高い世帯から申込書のては、選考基準に基づく点

入超過者」となる方を除開始から四年目以降は「収減免します(ただし、入居二十五パーセント、家賃を二十五パーセント、家賃を

指定します

家賃の減免

<u>S</u>

平成23年3月の東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故による原子力損害賠償は、同年8月に国が賠償の基準 となる「原子力損害の範囲の安定に関する中間指針」を定め、同指針に基づき東京電力㈱が賠償を実施していま す。その消滅時効は民法の定めにより3年間となっていましたが、平成25年12月に原賠時効特例法が制定され10 年間となったことから、引き続き賠償請求が可能となりました。

事故当時に、いわき市内に生活の本拠があった方や、事業を営まれていて風評被害などにより減収が生じた方 などで、賠償の手続きがお済みでない方は、賠償の可否や請求方法などについて下記までお問い合せください。

○お問い合わせ先など ▶東京電力いわき補償相談センター(相談・申請書受付窓口)

〈表1〉災害公営住宅の二次募集団地一覧

種別

一般

-般

ペット

一般

-般

一般

-般

一般

一般

-般

-般

-般

2LDK

(関船は2DK

0戸

2戸

0戸

4戸

8戸

3戸

0戸

1戸

1戸

4戸

11戸

34戸

※上記のほかに車いす用の住宅 (9戸) がありますので、希望される方はご相談ください。

住宅

形態

(集合・戸建)

集合

団地名

(仮称)

①久之浜

2四 倉

③沼ノ内

4薄 磯

5 豊 間

6内郷雇用

促進住宅

8 常磐関船

①勿来関田

合

⑨小名浜

⑩ 錦

地区名

区

几 倉区

地

<u>Ψ</u>

区

地

地

常 地 区

小名浜

地 区

勿地

区

集戸

3LDK

(関船、内郷 は3DK)

35戸

0戸

1戸

0戸

23戸

0戸

187戸

1戸

3戸

0戸

4戸

32戸

286戸

数

合計

35戸

2戸

1戸

4戸

31戸

187戸

1戸

4戸

1戸

8戸

43戸

320戸

- ・平字大町7-2 明治安田生命いわきビル1階(年末年始・祝日を除く月~金曜日の9時~17時)
- 小名浜定西299(年末年始・祝日を除く月~金曜日の9時~16時)
- 植田町中央1-15-1 水野ビル1階(年末年始・祝日を除く月~金曜日の9時~16時
- ※電話でのお問い合わせは、福島原子力補償相談室☎0120-926-404(年中無休9時~21時)へ。 ▶原子力損害賠償支援機構(無料法律相談、予約制☎0120-330-540(年末年始を除く日の9時~17時))
- 平字堂根町1-4 市文化センター2階(年末年始・毎月第3日曜日を除く毎週水・金・日曜日の11時~18時)
- 錦町上川田21 勿来市民会館1階(年末年始を除く毎月第3土曜日の11時~18時)
- ▶原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所いわき支所(説明・不服申立書受付窓口)
- 平字堂根町1-4 市文化センター2階(年末年始・祝日を除く月~金曜日の9時~17時)
- ※電話でのお問い合わせは、☎0120-377-155(年末年始・祝日を除く月~金曜日の10時~17時)へ。

7 広報いわき 26.5